

# 木原せいじ

## 国会活動報告書

せいじ便り 26号

揺るぎなき挑戦!!



### 介護の充実へ向けて

少子高齢社会を迎え、**介護の重要度**が高まっています。私も、かつて家族とともに祖母の介護を手伝いましたが、家庭での介護は容易ではありません。社会全体の介護の質と量を引き上げていく必要性を痛感しています。

平成21年度は、介護職員の処遇改善のため、**介護報酬の3%増**を実施しました。しかしながら、多くの施設は、もともと赤字ストレスで経営しており、介護報酬増を介護職員の給料アップへ回す余裕がないのが現状です。

そこで、今回の景気対策の一環として、更に二つのことを実施します。

第一に、**介護施設の整備**に3000億円を投入して、前倒し整備を進めること。例えば小規模の特別養護老人ホームの場合は、一床200万円の助成を350万円に増額し、更に60万円の開設経費も助成します。

第二に、都道府県に4000億円の基金を設け、**介護職員の給与を引き上げる**こと。今回は、介護報酬の引き上げではなく、介護職員の給与に直結する「**介護職員処遇改善交付金**」を交付することとしており、月当たり1万5000円の給与アップが図られます。

### 年金を考える

#### 【国庫負担引き上げ実現】

年金に対する**国庫負担（税金投入）を1/2**

へ引き上げる法案が衆議院を通過しました。年金については、保険料を平成29年度まで徐々に引き上げた上で固定しつつ、想定外の少子化の進行などに備えて「**マクロ経済スライド**」を導入することで、給付の安定を確保する仕組みが、既に平成16年度に実施されています。

その後、年金記録問題などが発覚し、不信感

が募っています。財政面では16年度改正で、**かなり安定**したものとなっています。ただし、その前提が、国庫負担の引き上げであり、実現しなければ、保険料を更に上げる必要が生じます。民主党などは反対しましたが、今回の改正は、年金財政の安定のために、必要不可欠なものです。

#### 【疑問1 税方式でも少子高齢化の影響は避けられない】

少子高齢化が進展し、現役世代が減少しているから保険料方式は駄目だと言われます。しかし、財源を保険料から税金にしても、**少子高齢化の影響から逃げることはできません**。税金の多くは、やはり勤労世代が負担する以上、勤労世代の人口が減少し、高齢世代が増えれば、負担の引上げ、給付の引下げなどが必要になるからです。

#### 【疑問2 税方式移行の財源確保は困難】

そもそも現状でも税方式で必要となる財源を得ることは容易ではありません。もし7万円の基礎年金を現在の年金受給者全員に支払うとなると20兆円程度が必要となります。

予算の組換えや無駄遣いを排除すれば、

■木原せいじ公式  
モバイルサイト  
<http://kiharaseiji.com/k/>



携帯電話から木原せいじモバイルにつながります。木原せいじの日々の活動をブログにて公開中。

可能という人もいます。

## 【疑問1】税金の無駄遣い撲滅

私も昨年、自民党の税金の無駄遣い撲滅PTの事務局長補佐に指名され、国の予算を精査した結果、1割程度の無駄撲滅は可能との感触を得ました。問題は、何の1割か、1割の分母は幾らかということ。国の予算は、一般会計・特別会計を通じて210兆円超。この1割とすれば、20兆円の財源が出てきます。しかし、これは、国民を欺くものです。210兆円の内訳は、90兆円が借金の返済、80兆円が年金・医療・介護の給付費、15兆円が地方交付税交付金、合計180兆円超は、いわば固定費だからです。その結果、1割の無駄撲滅の対象は30兆円程度です。予算組換え、無駄遣い排除だけでは、財源にはなりません。

## 【疑問2】税方式だから最低保障機能が高まるわけではない

現在の国民年金は満額で66000円。生活保護と比較して十分でないから、税方式に移行すべきとの意見もあります。しかし、税方式を主張する民主党も、その水準は7万円程度であり、税方式移行で最低保障機能が格段に高まるわけはありません。むしろ、税方式に移行すると、生活保護と同様、受け取る人に所得制限を課さざるを得なくなり、最低保障機能は弱まるとも言えます。

## 【疑問3】税方式でも記録問題は解決しない

年金記録の管理ミスが、税方式で無くなるといわれます。しかし、基礎年金部分が税方式になっても、二階建ての報酬比例部分は引き続き保険料方式であり、記録管理は引き続き必要になります。続き保険料方式であり、記録管理は引き続き必要になります。

## 【疑問4】移行には膨大な時間とコストがかかる

税方式に移行すると、既に保険料を長期間にわたって支払った人とのバランスを考慮しなければなりませんから、当面、保険料方式部分と税方式部分をセットで支給することになります。移行には40年間必要になりますし、現役世代は、その間、保険料方式部分と税方式部分の両方の負担、「二重の負担」を強いられることになります。

## 【疑問5】もう一度保険料方式を再評価すべきとき

むしろ、保険料方式の利点を再評価すべきです。保険料方式の本質は、現役時に保険料を支払って親世代を支えることが、将来年金を受け取って子供世代に支えてもらう「権利につながる」という点です。逆に、保険料を払わなかった人は、無年金や低年金になる場合があります。幾つかのケースに分類する必要があります。第一に、払う能力があるのに確信犯で払わなかった人は、無年金・低年金になったとしても、仕方がない面があります。

第二に、払いたくても払う能力がない方々。こちらの方々は大きな問題ですが、こうした方々のために、保険料の免除や軽減措置が整備されています。この制度を利用していただければ、無年金・低年金は防げます。ただし、現行の免除、軽減措置では、免除された部分の納付は免除されなかった場合の2分の1にしかカウントされません。そこで、免除された部分は、税金で穴埋め、補てんする制度に改めれば、無年金・低年金の問題は解決します。

## 【疑問6】限りある税金は医療・介護に集中投入すべき

限りある貴重な税金ですから、基礎年金部分を一律に税金で賄うということではなく、こうした低所得者層に集中的に投入すべきです。同時に、社会保障全体で見れば、限りある税金は、自助・自立を求めにくい医療・介護にこそ集中的に投入すべきです。

## 木原せいじプロフィール



- ・私立武蔵中学・高校、東京大学法学部卒業
- ・大学時代はテニスで全国選抜3位
- ・平成5年大蔵省(現財務省)入省、主計局、大臣官房、国際局課長補佐、税務署長歴任
- ・その間、英国大蔵省出向(初代)
- ・平成17年9月 衆議院選挙当選
- ・現在、厚生労働委員会、内閣委員会、拉致特別委員会、各委員。党では、国際局次長、青年局次長、女性局次長、学生部参与。
- ・趣味はテニス・ピアノ・散歩。座右の銘「至誠通天」。
- ・著書「英国大蔵省から見た日本」(文春新書)

## ボランティアを募集しています!

事務所内における事務、ポスター貼り、各種広報物の配布などお手伝いいただけるボランティアを募集しています。どんな事からでもかまいません。政治に興味があって、木原誠二の政治活動を手伝ってみたいと思われる方は是非ご連絡ください。



## 国会見学に行きませんか?!

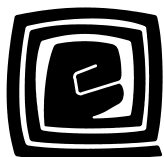
木原せいじ事務所では、随時、国会見学を受け付けています。友達や仲間とお誘い合わせの上、是非ご来館ください。少人数からでもお気軽にご相談いただければ結構です。テレビで報道される国政の生の現場をご案内します。



## 木原せいじ事務所

■国会事務所 〒100-8982  
東京都千代田区永田町2-1-2  
衆議員第2議員会館606号室  
TEL: 03-3508-7606  
FAX: 03-3508-3986

■地元事務所 〒189-0013  
東京都東村山市栄町2-22-13  
松岡ビル2階  
TEL: 042-392-4105  
FAX: 042-392-4106



For your smile